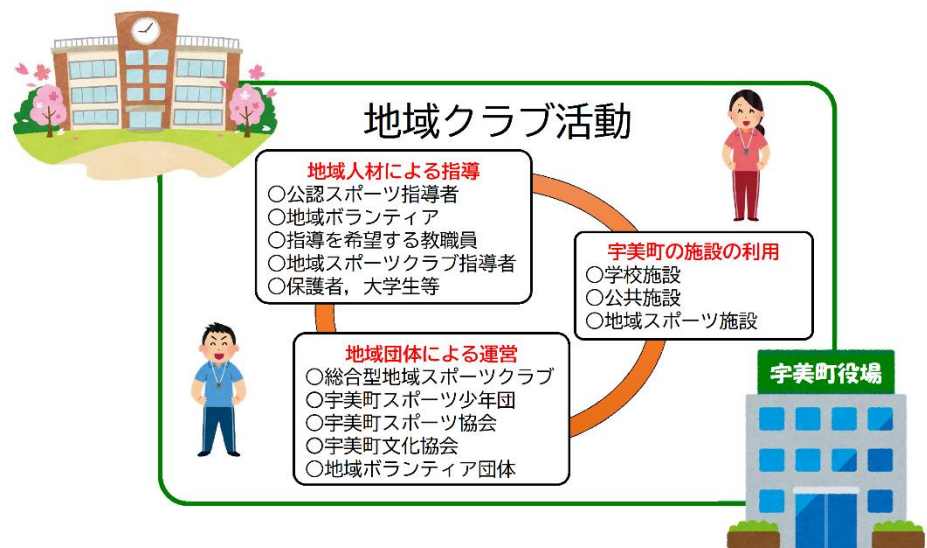


宇美町の生徒にとって望ましい地域クラブ活動『うみ活モデル』の構築 ～部活動の地域展開をめざして～

宇美町教育委員会
学 校 教 育 課

1 目的

中学校の部活動指導においては、「適切な休養日及び活動時間等の設定などのバランスのよい活動」や「生徒の健康・安全の確保」、「体罰やハラスメントの防止」等、適切な運営がなされとともに、教員の働き方改革を踏まえた部活動のあり方について検討し、持続可能な部活動と教員の負担軽減をめざした宇美町の生徒にとって望ましい地域クラブ活動『うみ活モデル』を構築する。



2 宇美町の学校部活動

(1) 部活動の意義

- 部活動を通して、目標達成に向けて粘り強く挑戦する「公正」と「規律」を尊ぶ態度を身に付ける。
- 学級や学年を超えた集団で協力し、切磋琢磨する「他者を思いやる心」や「好ましい人間関係」、「連帯感」などの社会性を育む。

(2) 部活動の休養日の設定

- 学期中は、週当たり2日以上 of 休養日を設定
- 平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上 of 休養日を設定
- 長期休業中は、学期中に準じた取り扱いで休養日を設定

(3) 部活動の指導者

- 各中学校の教職員
- 外部指導者※

※については、技術的指導ができる多様な外部人材を活用

3 宇美町がめざす地域クラブ活動『うみ活モデル』の方向性

(1) 部活動地域展開がめざすもの

①学校部活動と地域との連携

ア 宇美町教育委員会及び校長

は、生徒の活動環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ・文化芸術団体等との連携や保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った学校と地域とが協働した形での地域におけるスポーツ・文化芸術環境整備を進める必要がある。

その際、各地域において、行政、学校、スポーツ・文化芸術団体等の関係者が現状や課題を共有し、今後のスポーツ・文化芸術環境の在り方等について協議する場※を設けることが重要である。

※宇美町地域クラブ活動推進検討委員会, 宇美町立中学校地域クラブ活動運営等検討会議



イ 宇美町教育委員会及び校長は、小学校、高等学校、大学及び特別支援学校等の学校種を越えた連携により、施設の活用や合同練習の実施等、多様な交流の機会を設ける。

ウ 宇美町教育委員会及び校長は、地域のスポーツ少年団や地域スポーツクラブ及び文化芸術団体の活動と学校部活動を共同で実施するなど連携を深める。

エ 宇美町教育委員会及び校長は、地域で実施されている分野と同じ分野の学校部活動については、休日の練習を共同で実施するなど連携を深める。

また、休日に限らず平日においても、できるところから地域のスポーツ等と連携して活動する日を増やす。

②教職員のワークライフバランスの実現

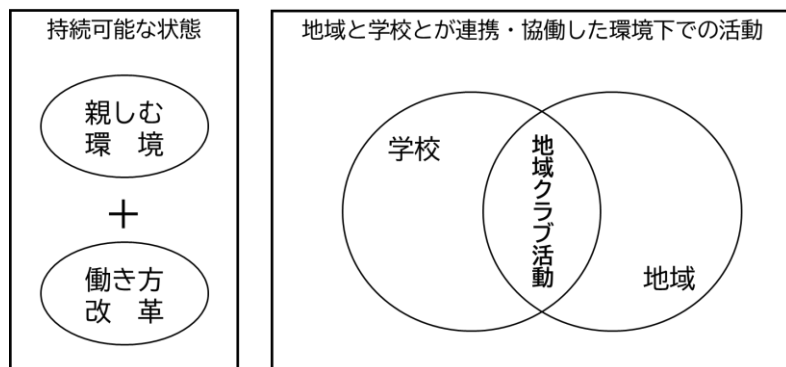
ア 宇美町教育委員会及び校長は、教師の部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する取組の徹底について(平成31年3月18日付 30 文科初第1497号)」を踏まえる。

イ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部活動の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜、必要に応じて指導・是正を行う。

(2) 地域クラブ活動とは

生徒がスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができる環境が整備されているとともに、教員の働き方改革につながっており（＝持続可能な状態）、※地域の運営団体・実施主体のもと、地域と学校との連携・協働により実施される新たな活動のことである。

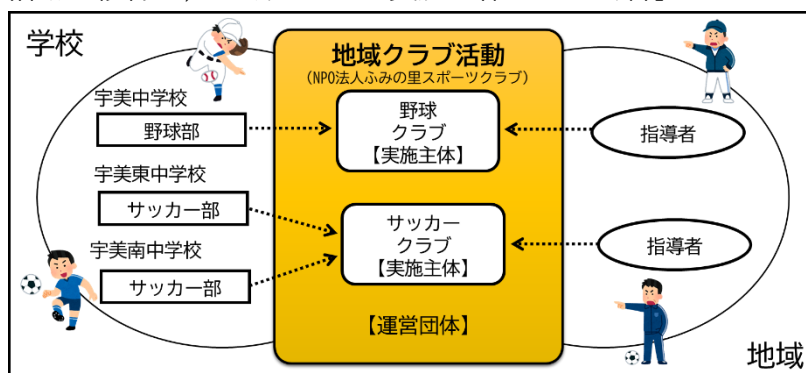
※スポーツ・文化芸術団体の運営団体・実施主体



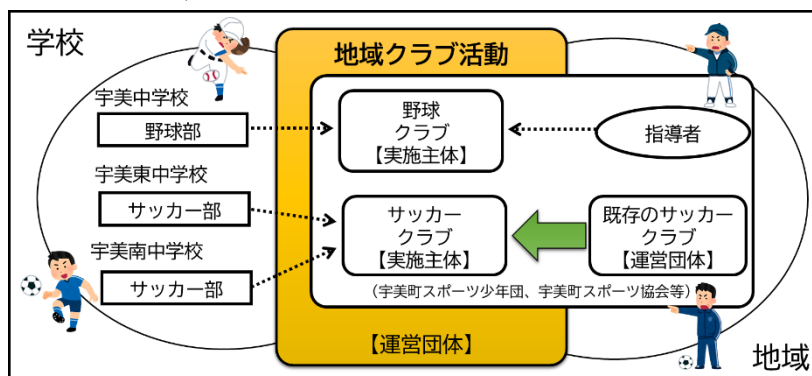
(3) 地域と学校が連携・協働した環境下での活動について

学校と地域の連携・協働した活動には、地域の実情に合わせて様々な手法の中から地域に適したものを選択したり、複数の手法を組み合わせたりするなどの工夫が必要である。具体的には、次のような場合が考えられる。

【学校部活動が移行し、地域クラブが実施主体になる場合】



【学校部活動が移行し、既存の各種団体等が実施主体になる場合】



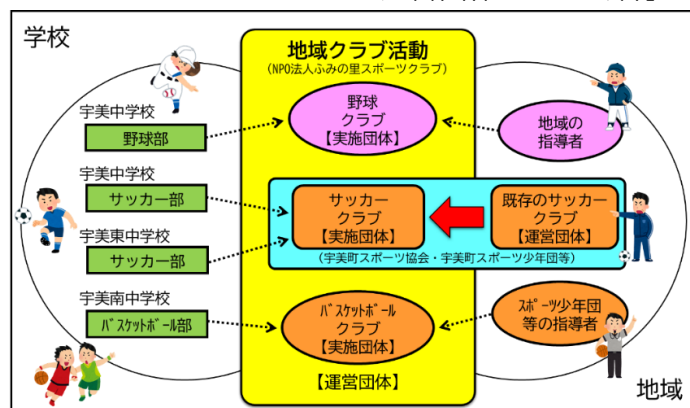
現在の学校部活動が単独で、または合同で、地域の運営団体の下、新たな枠組みで活動する地域クラブ活動や既存のクラブが実施主体となって希望する中学生を受け入れ活動

する地域クラブ活動などが考えられる。

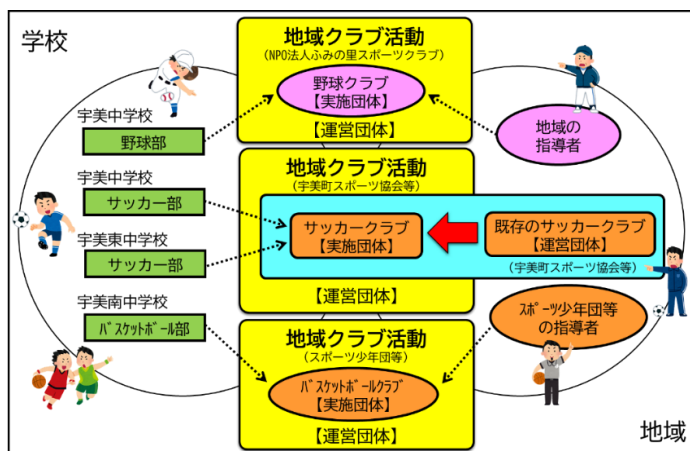
(4) 地域クラブ活動『うみ活モデル』

宇美町の現状として、地域クラブ活動の運営・実施に際しては、NPO 法人ふみの里スポーツクラブが指導者を派遣し、地域クラブ活動を実施する場合と宇美町スポーツ少年団等の既存のクラブチームを実施主体として地域クラブ活動を実施する場合の2つを融合させたハイブリッド型地域クラブ活動の推進が方向性として考えられる。

【例1：NPO 法人ふみの里スポーツクラブが運営団体となる場合】



【例2：宇美町内の各種団体等が運営団体となる場合】



(5) 地域クラブ活動『うみ活モデル』の構築に向けたスケジュール

令和7年度までに、休日の学校部活動について段階的に移行していくことを基本とする。その際、将来的に平日の学校部活動の地域展開も視野に入れ、平日においても地域クラブ活動の指導者との積極的な連携を進めていく。

令和8年度以降については、地域展開準備期間における進捗状況を検証しながら、令和

～令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域展開改革推進期間		地域展開準備期間		実行期間
3中学校3部活動 男子ソフトテニス(宇中) 女子ソフトテニス(東中) 女子ソフトテニス(南中)	3中学校6部活動 男子ソフトテニス(宇中) 陸上部(宇中) 女子ソフトテニス(東中) サッカー部(東中) 女子ソフトテニス(南中) 女子バレーボール(南中)	3中学校●部活動 ※地域展開部活動数増 ※地域クラブ指導員の確保		3中学校部活動 ※地域クラブへ展開 ※指導者・運営団体の準備ができたところから、開始する。

7年度中に改めて地域展開に向けた方向性を示すとともに、更なる改革を推進する。

4 宇美町地域クラブ活動『うみ活モデル』のガイドライン

(1) 参加者

従来の学校部活動に所属していた生徒はもとより、学校部活動に所属していない生徒や各種スポーツ・文化芸術活動を苦手とする生徒、また障がいの有無にかかわらず、全ての生徒を対象とする。

(2) 運営団体・実施主体

運営体制の整備に当たっては、地域の実情に応じたスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、宇美町教育委員会は、運営団体・実施団体と連携しながら、体制整備に努める。

その際の運営団体・実施団体は、以下のような団体が想定される。

○総合型地域スポーツクラブ（NP0 法人ふみの里スポーツクラブ）

○宇美町スポーツ協会

○宇美町スポーツ少年団

○宇美町文化協会

○社団法人、NP0 法人

○クラブチーム、プロスポーツチーム

(3) 指導者

①指導者の質の保障

ア 宇美町教育委員会は、生徒にとってふさわしい地域スポーツ・文化芸術環境を整備するため、各地域において、専門性や資質・能力を有する指導者を確保するよう努める。

また、地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒の多様なニーズに応えられる指導者の養成や資質向上の取組を進めるとともに、公認スポーツ指導者資格の取得を促すように努める。

イ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、指導技術の担保や生徒の安全・健康面の配慮など、生徒への適切な指導力等の質の確保と、暴言・暴力、行き過ぎた指導、ハラスメント等の行為の根絶に取り組む。なお、宇美町教育委員会は、適宜、指導助言を行う。

ウ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、指導者に暴力等の問題となる行動が見られた場合への対応について、自ら設ける相談窓口のほか、JSP0 等の統括団体が設ける相談窓口を活用し、公平・公正に対処する。

エ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、県・宇美町教育委員会・スポーツ団体とは別の第三者が相談を受け付けた場合、各競技団体等と連携しながら対応する仕組みも必要に応じて検討する。

②適切な指導の実施

- ア 指導者は、参加者の心身の健康管理，事故防止を徹底し，体罰・ハラスメントを根絶する。宇美町教育委員会は，適宜，指導助言を行う。
- イ 指導者は，スポーツに精通したスポーツドクターや有資格のトレーナー等と緊密に連携するなど，生徒を安全・健康管理等の面で支援する。
- ウ 指導者は，生徒との十分なコミュニケーションを図りつつ，適切な休養，過度な練習の防止や合理的かつ効率的・効果的な練習の積極的な導入等を行う。
- エ 指導者は，生徒の発達段階に応じた適切な指導を行うため，発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を修得する。

③指導者の量の確保

- ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は，スポーツ・文化芸術団体の指導者のほか，部活動指導員となっている人材の活用，退職教師，教師等の兼職兼業，公認スポーツ指導者，スポーツ推進委員，競技・活動経験のある大学生や保護者等，様々な関係者から指導者を確保する。
- イ 宇美町教育委員会及び地域クラブ活動の運営団体・実施主体は，生徒が優れた指導者から指導を受けられるよう，必要に応じ ICT 等を活用した遠隔指導等ができる体制を整える。
- ウ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は，指導者資格の取得や研修・講座の受講に際し，インターネットを通じて受講できるようにするなど，指導者の負担軽減に配慮した工夫を行う。

④教師等の兼職兼業

- ア 教育委員会は，国が示す「「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」を受けた公立学校の教師等の兼職兼業の取扱い等について」（２初初企第 39 号 令和 3 年 2 月 17 日 文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長通知）等も参考としつつ，地域クラブ活動での指導を希望する教師等が，円滑に兼職兼業の許可等※を得られるよう，規程や運用の整理を行う。

※ 地方公務員法第 38 条（営利企業等従事）又は教育公務員特例法第 17 条（兼職兼業等従事）の規定に基づくもの

- イ 教育委員会等が兼職兼業の許可等をする際には，教師等の本人の意思を尊重し，指導を望んでいないにも関わらず参加を強いられないことがないように十分に確認するとともに，勤務校等における業務への影響の有無，教師等の健康への配慮など，学校運営に支障がないことの校長への事前確認等も含め，検討して許可する。

ウ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、教師等を指導者として雇用等する際には、居住地や、異動や退職等があっても当該教師等が当該団体等において指導を継続する意向の有無等を踏まえて、継続的・安定的に指導者を確保できるよう留意する。

エ 教育委員会等及び地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、指導者として雇用等された教師等の兼職兼業等従事に係る労働時間等の確認等を行うに当たっては、厚生労働省の「副業・兼業の促進に関するガイドライン」も参照し、それぞれにおいて勤務時間等の全体管理を行うなど、双方が連携して雇用者等の適切な労務管理に努める。

(4) 活動内容

- ① 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、競技・大会志向で特定の種目や分野に継続的に専念する活動だけではなく、休日や長期休暇中などに開催される体験教室や体験型キャンプのような活動、レクリエーション的な活動、シーズン制のような複数の種目や分野を経験できる活動、障がいの有無にかかわらず、誰もが一緒に参加できる活動、アーバンスポーツやメディア芸術、ユニバーサルスポーツやアート活動など、複数の活動を同時に体験することを含め、生徒の志向や体力等の状況に適したスポーツ・文化芸術に親しむ機会を、指導体制に応じて段階的に確保する。
- ② 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、地域の実情に応じ、生徒の自主的・自発的な活動を尊重しつつ、総合型地域スポーツクラブなど、他の世代向けに設置されている活動に生徒と一緒に参画できるようにする。
- ③ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等を生徒や保護者に対して周知する。

(5) 活動場所

- ① 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、公共のスポーツ・文化芸術施設や、社会教育施設、地域団体・民間事業者等が有する施設だけではなく、地域の中学校をはじめとして、小学校や高等学校、特別支援学校などの施設の活用を検討する。
- ② 学校施設の管理運営については、指定管理者制度や業務委託等を取り入れ、地域クラブ活動を実施する団体等に委託するなど、当該団体等の安定的・継続的な運営を促進する。
- ③ 宇美町教育委員会は、地域クラブ活動を行う団体等に対して学校施設、社会教育施設や文化芸術施設等について低廉な利用料を認めるなど、負担軽減や利用しやすい環境づくりを行う。

(6) 会費の適切な設定と保護者等の負担軽減

- ① 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒や保護者、地域住民等の理解を得つつ、活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定する。

- ② 宇美町教育委員会は、地域クラブ活動に係る施設使用料を低廉な額とするなどの支援を行う。
- ③ 宇美町教育委員会は、経済的に困窮する家庭（要保護・準要保護世帯等）の生徒の地域クラブ活動への参加費用の支援等の必要性を検討する。
- ④ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、「スポーツ団体ガバナンスコード＜一般スポーツ団体向け＞」に準拠し、公正かつ適切な会計処理を行い、組織運営に透明性を確保するため、関係者に対する情報開示を適切に行う。

（７）保険の加入

地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、指導者や参加する生徒等に対して、自身の怪我等を補償する保険及び個人賠償責任保険に加入するよう促し、怪我や事故が生じても適切な補償が受けられるようにする。